

厚真町地域防災計画

資料編



厚真町防災會議
平成28年2月

◆ 厚 真 町 地 域 防 災 計 画 資 料 編 目 次 ◆

資料 1	厚真町防災会議条例	1
資料 2	厚真町災害対策本部条例	3
資料 3	厚真町防災会議運営規程	4
資料 4	厚真町防災行政用無線局運用管理規程	5
資料 5	厚真町防災行政用無線局運用細則	9
資料 6	水防区域	15
資料 7	高波、高潮、津波等予想区域	18
資料 8	土石流危険渓流	19
資料 9	地すべり、がけ崩れ等予想区域	20
資料 10	石油コンビナート等災害予想区域	23
資料 11	災害危険区域図	24
資料 12	避難所一覧表	25
資料 13	避難所一覧表（厚真川洪水の場合）	26
資料 14	避難所位置図	28
資料 15	災害記録	29

資料1

厚真町防災会議条例

〔昭和38年2月15日
条例第6号〕

改正 平成13年3月15日条例11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、厚真町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 厚真町地域防災計画書を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 厚真町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚真町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 胆振東部消防組合消防長及び厚真消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び公共的団体のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、2人、1人、2人及び10人とする。
- 7 第5項第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の職員、北海道の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月15日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月22日条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月22日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第5項第7号及び同条第6項の規定により新たに任命された委員の任期は、平成19年6月21日までとする。

附 則(平成21年9月24日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の厚真町防災会議条例第3条第5項第1号の規定に基づいて任命された委員のうち改正後の厚真町防災会議条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第6項の規定により同条第5項第1号に該当しなくなった委員は、改正後の条例第3条第5項第8号の規定により任命された委員とみなす。

附 則(平成25年6月11日 条例第4号)

この条例は、平成25年6月22日から施行する。

資料2

厚真町災害対策本部条例

〔 昭和 38 年 7 月 18 日
条 例 第 29 号 〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、厚真町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部に参与を置く。参与は災害対策本部長並びに副本部長を補佐する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に班長を置き、災害対策本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3

厚真町防災会議運営規程

〔昭和 38 年 6 月 28 日
規 程 第 1 号〕

(趣旨)

第1条 厚真町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び厚真町防災会議条例（昭和 38 年条例第 6 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である厚真町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して、防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

附 則

この規程は、昭和 38 年 6 月 28 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

資料4

厚真町防災行政用無線局運用管理規程

平成5年
訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、防災行政用無線局の適正かつ能率的な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 厚真町防災行政用無線施設の親局をいう。
- (2) 総括責任者 無線局の管理及び運用上の責任者をいう。
- (3) 無線局管理責任者 総括責任者の命を受け、直接無線局の管理及び運営にあたる責任者をいう。
- (4) 通信取扱者 無線局の通信を取り扱う者であって、無線従事者以外の者をいう。
- (5) 通信統制 災害が発生し、または発生するおそれのある場合、その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指定等を行うこと
又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(無線局の任務)

第3条 この無線局は、平常時においては一般行政事務に関する通信を取り扱い、災害時等においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災、応急救助、災害復旧に関する通信を取り扱うことを任務とする。

(無線局の管理部課)

第4条 無線局の管理課は、総務課とする。

(管理責任者)

第5条 総括責任者は、総務課長とする。

- 2 総括責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について無線局管理責任者、無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(無線局管理責任者)

第6条 無線局管理責任者は、総務課総務人事グループ（防災担当）とする。

- 2 無線局管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について、無線従事者及び通信取扱者を直接指揮監督する。

(無線従事者)

第7条 無線従事者は、無線局管理責任者を補佐するとともに、電波法及びこれに基づく命令の規定を遵守して、無線局の円滑な運用を図る。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の指揮のもと無線局の通信業務を行う。

(無線従事者の配置)

第9条 総括責任者は、無線局の運用状態に応じ、適正な資格、員数の無線従事者を配置しなければならない。

(通信系統)

第10条 通信系統は、別図のとおりとする。

(通信の種類)

第11条 通信は、防災通信（災害発生時等において、防災、応急救助、災害復旧等のために行う通信をいう。以下同じ。）平常通信（一般行政事務のために行う通信をいう。）及び訓練通信（非常災害時における通信の円滑な実施を確保するに必要な訓練のために行う通信をいう。）とする。

(防災行政用無線利用者協議会)

第12条 防災行政用無線施設の広範な利用を図るため、防災行政用無線利用者協議会を置く。

(無線局の運用)

第13条 無線局の運用については、別に定める運用細則による。

2 とまこまい広域農業協同組合と無線設備を共用することとなる場合の運用については、別に定めた協定書による。

3 胆振東部消防組合厚真支署とは、別に定めた協定書による。

(通信統制)

第14条 通信統制は、次の各号に定めるところにより実施する。

(1) 実施責任者は、総括責任者とする。

(2) 総括責任者が職務を行うことができないときは、無線局管理責任者がこれを代行する。

(3) 総括責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除する。

(非常災害時等における通信体制)

第15条 総括責任者は、次の各号の一つに該当するときは、直ちに無線局責任者に対し、通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。

(1) 災害その他緊急の事態が発生するおそれがあると認められるとき。

(2) 管理責任者が特に必要と認めるとき。

2 無線局管理責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。

3 管理責任者は、第1項各号の場合、防災通信の円滑な疎通を図るため、陸上移動局を必要と認める場所へ配置することができるものとする。

(予備電源)

第16条 予備電源は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

(1) 無線設備を連続して3時間以上安定に作動させることができるものであること。

(2) 操作が簡単であること。

(通信訓練)

第 17 条 管理責任者は、少なくとも毎年 1 回以上定期的に通信訓練を行わなければならない。

2 訓練は、特に次の各号に重点を置くものとする。

(1) 通信統制訓練

(2) 移動系による孤立集落からの情報伝達訓練

(職員の研修)

第 18 条 管理責任者は、通信技能、機器の保守技術等の向上を図るため、必要に応じて関係職員の研修を行わなければならない。

(備付書類の管理)

第 19 条 無線局管理責任者は、無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。

(無線従事者選 (解) 任届の提出)

第 20 条 管理責任者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第 51 条の規定により、速やかに無線従事者選 (解) 任届を北海道電波監理局長に提出するための手続きをとらなければならない。

(無線設備の点検及び整備)

第 21 条 管理責任者は無線設備について、毎年 2 回以上定期的に点検を行い、その機能を確認しておかなければならぬ。

(細則)

第 22 条 町長は、この規程に定めるもののほか、必要に応じて無線局の運用管理に関する細則を定めるものとする。

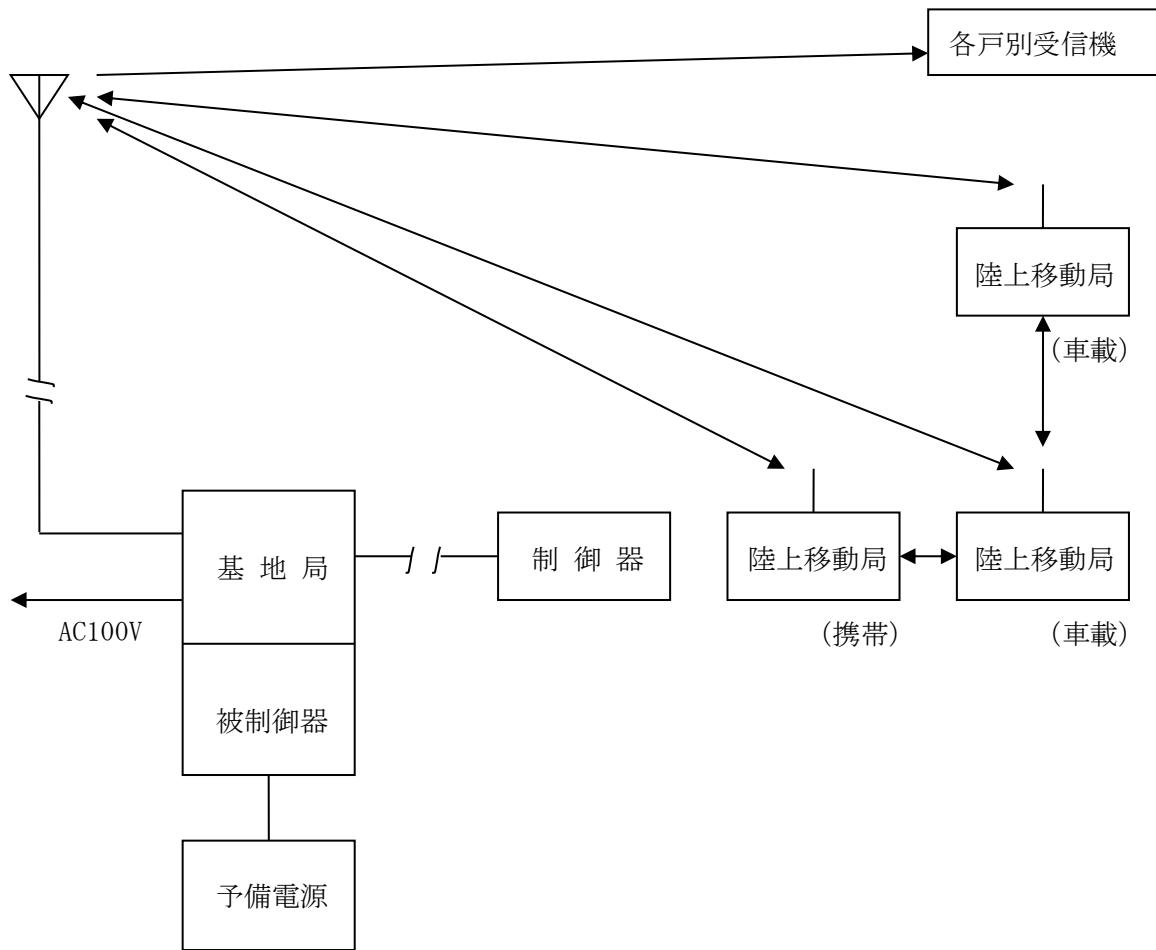
附 則

この規程は、平成 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、交付の日から施行する。

別 図 通信系図



資料5

厚真町防災行政用無線局運用細則

(目的)

第1条 この細則は、厚真町防災行政用無線局運用管理規程（以下「規程」という。）第22条に基づき、固定系及び移動系無線局の運用を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、定時放送及び緊急放送とする。

(通信の範囲)

第3条 通信できる範囲は、次の各号に掲げるものとする

- (1) 地震、台風等に関する予・警報の通知など、防災行政に関する事項
- (2) 非常災害、その他緊急事項の通知及び連絡
- (3) 地方自治法第2条第3項に定められた行政事務に関する事項
- (4) 営農指導に関する事項
- (5) その他、町長が必要と認めた事項

(通信時間)

第4条 無線局からの通信時間は、次により行うものとする。

- (1) 緊急放送は、常時必要の都度行うものとする。
- (2) 定時放送は、12時20分、20時00分とし、とまこまい広域農業協同組合及び胆振東部消防組合厚真支署については、別途協議する。

(通信日)

第5条 通信日は、次に掲げる日を除いた日とする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月31日から1月5日

(通信の申し込み)

第6条 通信の申し込み手続きは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 各所属長は、所管する事務で住民に周知する必要のあるものについては、無線通信依頼書（第1号様式）により、通信日の前日の午後3時までに、管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を検討し、通信の可否を決定するものとする。
通信を否としたときは、その旨を通信依頼者に通知するものとする。

(通信の制限)

第7条 管理責任者は、災害発生、その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(通信の記録)

第8条 通信取扱者は、通信を行ったとき無線局業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(通信の方法)

第9条 通信の方法は、原則として次により行うものとする。

(1) 固定系

- (例) 平常時 「こちらは、ぼうさいあつま。こちらは、ぼうさいあつまです。
……………通信内容……………以上で終わります。こちらは、ぼうさい
あつま、こちらは、ぼうさいあつまです。」
- 災害時 「こちらは、ぼうさいあつま。こちらは、ぼうさいあつまです。
…………災害に関する通信内容……以上で終わります。こちらは、ぼうさい
あつま、こちらは、ぼうさいあつまです。」

(2) 移動系

- (例) 呼出し ぼうさいあつま〇〇〇 (相手局の呼出し名称を3回以内)。こちらは(1回)
ぼうさいあつま〇〇〇 (3回以内)。
- 応答 ぼうさいあつま〇〇〇 (相手局の呼出し名称を3回以内)。こちらは(1回)
ぼうさいあつま〇〇〇 (自局の呼出名称を3回以内)。

(3) 1回当たりの通信時間は、原則として3分以内とする。

(受信設備の利用契約)

第10条 受信設備を利用しようとする者は、厚真町防災行政用無線受信設備借受申込書（第2号様式）を町長に提出しなければならない。

(利用契約の解除)

第11条 利用者が転出する場合は、厚真町防災行政用無線受信設備返還届書（第3号様式）を町長に提出し、戸別受信機を返還するものとする。戸別受信機の返還と同時に前条の契約は解除したものとする。

2 転居の場合は、厚真町防災行政用無線受信設備移設申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

(維持管理経費等の負担)

第12条 無線施設等の利用者は、利用する部分に相当する施設の保守管理に要する経費を、次の各号より負担するものとする。

(1) 遠隔制御局にかかる維持管理及び修理等に要する経費等

(2) 戸別受信機にかかる電気料及び乾電池代等

(管理台帳の備え付け)

第13条 町は、管理台帳を備え、無線施設の目的達成に利用されるよう努めるものとする。

附 則

この細則は、平成5年2月1日から施行する。

第1号様式

厚真町防災行政用無線通信依頼書

町長	副町長	管理責任者	無線局管理責任者	無線従事者	無線取扱者	合議

起案 年月日		決済 年月日		起案者 職氏名	
-----------	--	-----------	--	------------	--

「通信月日」 月 日 (昼・夜) ~ 月 日 (昼・夜) 計 回

「臨時通信」 月 日 時 分

第2号様式

厚真町防災行政用無線受信設備
借受申込書（無償貸与契約書）

平成 年 月 日

厚真町長 様

住 所 勇払郡厚真町

氏 名 印

厚真町防災行政用無線受信設備を無償で借り受けたく、申し込みいたします。なお、下記の無線受信設備は適正に管理いたします。

記

整 理 番 号 _____

戸別受信機の形式 EA-10142

戸別受信機の管理番号 _____

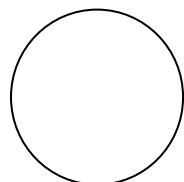
戸別受信機の製造番号 SA-

アンテナの有無 有・無

受付印

自治会名 _____

メモリー登録番号 . . .



第3号様式

厚真町防災行政用無線受信設備返還届書

平成 年 月 日

厚真町長 様

住 所 勇払郡厚真町

氏 名 印

下記理由により、厚真町防災行政用無線受信設備を返還いたします。

記

1 町外へ転出のため

2 その他 ()

整 理 番 号 _____

戸別受信機の形式 EA-10142

戸別受信機の管理番号 _____

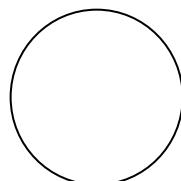
戸別受信機の製造番号 SA-

アンテナの有無 有・無

受付印

自治会名 _____

メモリー登録番号 . . .



第4号様式

厚真町防災行政用無線受信設備移設申請書

平成 年 月 日

厚真町長 様

住 所 勇払郡厚真町

氏 名 印

下記理由により、厚真町防災行政用無線受信設備の移設を申請いたします。

記

1 移設の理由

2 自治会の変更の 有・無 (新しい自治会名)

整 理 番 号 _____

戸別受信機の形式 EA-10142

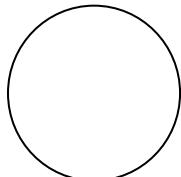
戸別受信機の管理番号 _____

戸別受信機の製造番号 SA-

アンテナの有無 有・無

受付印

メモリー登録番号 _____



資料6

水防区域

平成21年3月1日 現在

番号	被 告 発 生 予 想 区 域					予想される被害			整備計画		
	地区名	警戒区域延長	水 系 河 川 等			災害の原因	住 家				
			流心距離	水 系	河川名		戸数(戸)	人口(人)	その他	実施機関	
1	幌内沢	右岸 850m	厚真川合流点から 2 k	厚真川	2級 日高幌内川	溢 水			田 30ha 畠 10ha	道(土木)	計画なし
2	シュルク沢	右岸 2,000m 左岸 1,000m	日高幌内川 合流点から 1 k	"	普通 シュルク沢川	"			田 20ha 畠 18ha	町	"
3	幌内下地区	両岸 2,800m	厚真川 河口から 28 k	"	2級 厚真川	"			田 65ha	道	計画中
4	富里上地区	両岸 2,000m	" 25 k	"	"	"			田 45ha	"	"
5	富里下地区	両岸 1,200m	" 23.5 k	"	"	"			田 40ha	"	"
6	高丘地区	両岸 4,500m	厚真川合流点から 2.3 k	"	準用 頗美宇川	"			田 80ha 畠 18ha	町	計画なし
7	吉野地区	右岸 3,000m	厚真川 河口から 22 k	"	2級 厚真川	"			田 40ha	道(土木)	計画中

番号	被 告 発 生 予 想 区 域					予想される被害			整 備 計 画	
	地 区 名	警戒区域 延 長	水 系 河 川 等			災害の 原 因	住 家			
			流心距離	水 系	河川名		戸数 (戸)	人口 (人)	その他	実 施 機 関
8	東和地区	左岸 4,500m	〃 20.5 k	〃	〃	〃			田 120ha	〃
9	モベツ沢	両岸 2,000m	厚真川合流 点から 1.3 k	〃	普通 東和川	〃			田 18ha	町
10	宇隆下地区	両岸 1,300m	厚真川合流 点から 2.5 k	〃	2級 ウクル川	〃			田 80ha	道(土木)
11	宇隆上地区	両岸 4,000m	〃 4.2 k	〃	〃	〃			田 60ha	町
12	本郷地区	両岸 3,000m	〃 1.8 k	〃	準用 知決辺川	〃			田 180ha	〃
13	幌里地区	両岸 3,000m	〃 5.5 k	〃	〃	〃			田 60ha	〃
14	朝日地区	両岸 2,000m	〃 2.5 k	〃	準用 近悦府川	〃			田 80ha	〃
15	上厚真地区	右岸 4,000m	厚真川 河口から 6.3 k	〃	2級 厚真川	内 水			田 600ha	道(土木)
16	富野地区	左岸 2,000m	〃 6.8 k	〃	〃	〃			田 320ha	〃

番号	被 害 発 生 予 想 区 域					予想される被害			整備計画	
	地区名	警戒区域延長	水 系 河 川 等			災害の原因	住 家			
			流心距離	水 系	河川名		戸数(戸)	人口(人)	その他	実施機関
17	軽舞地区	両岸 4,000m	厚真川 合流点から 5.0 k	"	準用 軽舞川	溢 水			田 180ha	町
18	豊丘地区	両岸 4,500m	カルマイ川 合流点から 2.5 k	"	準用 野安部川	"			田 140ha	"
19	鯉沼地区	両岸 2,000m	" 1.4 k	"	普通 鯉沼川	"			田 80ha	"
20	浜厚真地区	左岸 1,100m	厚真川 河口から 2.5 k	"	2級 厚真川	内 水			田 100ha	道(土木) 河川改修実施済
21	鹿沼地区	両岸 3,800m	入鹿別川 河口から 8.7 k	入鹿別川	2級 入鹿別川				田 120ha	"

資料 7

高波、高潮、津波等予想区域

平成21年3月1日現在

番号	被 害 発 生 予 想 区 域				予想される被害			整 備 計 画	
	地区名	場 所	災害の要因	警戒区域 面 積 距 離	住 家			実施機関	概 要
					戸数 (戸)	人口 (人)	その他		
1	浜厚真	海 岸	高 潮 高 波	海 岸 350ha 5,000m	58	188	畠 10ha	道 (土木)	計画中

資料8

土石流危険渓流

平成21年3月1日現在

番号	被害発生予想区域						予想される被害					整備計画		
	地区名	水系河川渓流名			渓流概況		住家		公共施設等		道路	実施機関	概要	
		水系	河川名	渓流(危険渓流番号)	渓流長	流域面積	戸数(戸)	人口(人)	その他	施設名	収容人員等	交通量孤立集落等		
1	高丘	厚真川	頗美宇川	学校の沢川	0.50	5.9	2	7	物置5棟 道路0.1			車両10	町	計画なし
2	富里	〃	厚真川	富里小沢 (871)	0.38	6.9	3	15	納屋5棟				〃	〃
3	〃	〃	〃	富里学校沢 (872)	0.13	1.9	4	23	納屋2棟 道路0.1 変電所1	センタ ー1		車両100	〃	〃
4	幌内	〃	日高幌内川	幌内学校沢 (873)	0.14	3.2	7	28	道路0.1			車両30	〃	〃
5	本郷	〃	厚真川本郷1の沢	厚真川本郷1の沢	0.17	2.7								
6	〃	〃	厚真川本郷2の沢	厚真川本郷2の沢	4.80	5.8								
7	〃	〃	厚真本郷川	厚真本郷川	0.57	0.0								
8	高丘	〃	タカオカ川	タカオカ川	0.28	7.5								
9	〃	〃	タキノサワ川	タキノサワ川	0.69	4.4								
10	軽舞	〃	軽舞川	軽舞川	0.32	0.0								

資料9

地すべり、がけ崩れ等予想区域

-20-

番号	被 害 発 生 予 想 区 域				予 想 さ れ る 被 害			法 令 等 に お け る 指 定 状 況					整 備 計 画			
	地区名	場 所	災 害 の 因 素	警 戒 区 域 面 積 距 離	住 家			道 路	指 定 機 関	法 令 等	指 定 年 度	指 定 番 号	予 想 区 域 と の 関 連		実 施 機 関	概 要
					戸 数 (戸)	人 口 (人)	そ の 他	交 通 量、孤 立 集 落 等					全 域	一 部		
1	上幌内	道々田舎橋より上流1k	がけ崩れ	2,000 m ²			山林10ha		建設省	宅地造成法等規制法	昭和48年度	1331	○		道(林務)	治山事業52~53一部完了
2	〃	〃	〃	〃			山林5ha		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	オニキシベ沢	〃	1,000 m ²					〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	治山事業56一部完了
4	幌 内	佐藤地先	〃	2,000 m ²					〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	治山事業として一部完了。道々維持管理
5	〃	藤根地先	〃	〃			田10ha		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
6	〃	マツカウス沢	〃	〃			山林5ha		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	治山事業H11まで一部
7	〃	幌内沢	〃	5,000 m ²			山林10ha	車両8孤立2世帯10人	〃	〃	〃	〃	〃	〃	道(林務)町	治山事業一部完了
8	幌 内	シユルク沢	〃	2,000 m ²	1	4	山林5ha畠3ha		〃	〃	〃	〃	〃	〃	道(林務)	治山事業一部実施

番号	被 害 発 生 予 想 区 域				予 想 さ れ る 被 害			法 令 等 に お け る 指 定 状 況					整 備 計 画			
	地 区 名	場 所	災 害 の 因 素	警 戒 区 域 面 積 距 離	住 家			道 路	指 定 機 関	法 令 等	指 定 年 度	指 定 番 号	予 想 区 域 と の 関 連		実 施 機 関	概 要
					戸 数 (戸)	人 口 (人)	そ の 他	交 通 量、 孤 立 集 落 等					全 域	一 部		
9	〃	メナノ沢	がけ崩れ	1,000 m ²	1	4	山林 1ha 田 5ha		建設省	宅地造成法等 規制法	昭和 48 年度	1331	○		道 (林務)	治山事業 57 年度一部 実施
10	〃	沢田 地先	〃	5,000 m ²	1	4	山林 1ha 田 5ha	車両 200 孤立 80 世帯 362 人	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	治山事業 58 年一部実 施
11	〃	成田 地先	〃	1,000 m ²			田 5ha		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	治山事業 56 年度 一部実施
12	富里	トコンマ の沢	〃	〃	1	4	田 5ha		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
13	〃	小路 地先	〃	3,000 m ²	2	12	田 10ha		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	治山事業と して 57 年度 一部実施
14	高丘	楠木 地先	〃	2,000 m ²				車両 100	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	治山事業と して 56~58 年一部完了
15	朝日	朝日	〃	〃				車両 500	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	治山事業と して実施
16	桜丘	桜丘	〃	1,000 m ²				車両 10	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	治山事業と して 58, 61 年完了

番号	被 害 発 生 予 想 区 域				予 想 さ れ る 被 害			法 令 等 に お け る 指 定 状 況					整 備 計 画				
	地 区 名	場 所	災 害 の 因 素	警 戒 区 域 面 積 距 離	住 家			道 路	指 定 機 関	法 令 等	指 定 年 度	指 定 番 号	予 想 区 域 と の 関 連		実 機	施 関	概 要
					戸 数 (戸)	人 口 (人)	そ の 他	交 通 量、 孤 立 集 落 等					全 域	一 部			
17	宇 隆	浅 野 地 先	がけ崩れ	3,000 m ²	1	7	田 10ha	車両 1,000	建設省	宅地造 成法等 規制法	昭和 48 年度	1331	○		道 (林務)	維持管理事 業として検 討	
18	〃	オバウス	〃	〃			山林 5ha		〃	〃	〃	〃	〃		道 (林務) 町	治山事業及 び町道維持 管理事業と して検討	
19	〃	オバウス 沢 ～ 石油沢間	〃	5,000 m ²	1	4	田 20ha 畑 1ha	車両 1,000	〃	〃	〃	〃	〃		道 (林務)	治山事業と して一部実 施	

資料10

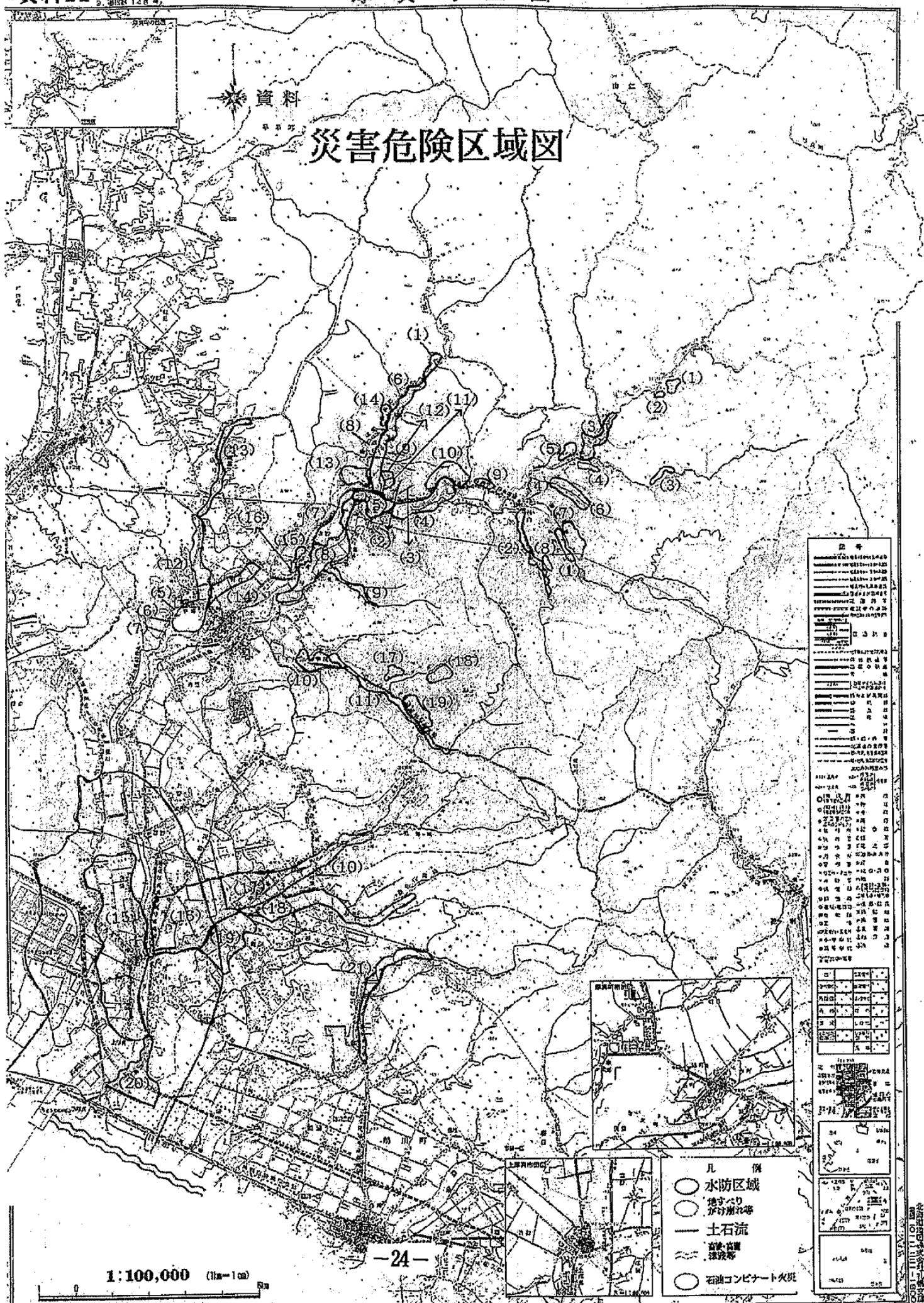
石油コンビナート等災害予想区域

平成21年3月1日現在

地 区 名	災害の要因	予想される被害		
		戸数 (戸)	人口 (人)	その他
浜厚真	大規模火災及び大気汚染	531	1,524	農地 2,515 ha 山林 2,016 ha
共 和				
上厚真				
富 野				
共 栄				
豊 川				
厚 和				
鯉 沼				
清 住				

資料

災害危険区域図



資料12

避難所一覧表

平成25年12月1日現在

(1人あたりのスペースを3m²とする)

避難所施設名	対象地域	施設規模	管理責任者	収容可能人員	対象人口
幌内マナビイハウス	幌内	139 m ²	生涯学習課参考事	50人	115人
高齢者自立支援センター「ならやま」	富里・高丘	168 m ²	町民福祉課長	60人	129人
総合福祉センター1階・2階	吉野・桜丘・朝日・本郷・幌里・京町・表町・本町・錦町	1,467・738 m ²	町民福祉課長	440・220人	998人
厚真中央小学校 体育館・教室	新町・美里・東和・宇隆・上野・豊川・豊沢	1,250 m ² 4,055 m ²	同校 校長	420人 1,350人	816人
厚南会館1階・2階	共和・共栄・上厚真	913・480 m ²	支所長	300・160人	854人
上厚真小学校 体育館・教室	豊丘・軽舞・鹿沼・厚和・浜厚真・鯉沼・富野・清住	959・2,458 m ²	同校 校長	320・820人	746人
スポーツセンター	本郷・幌里	2,034 m ²	生涯学習課参考事	680人	726人
厚真中学校 体育館・教室	新町	955・2,732 m ²	同校校長	289人・820人	351人

資料13

避難所一覧表(厚真川洪水の場合)

平成25年12月1日現在

(1人あたりのスペースを3m²とする)

避難所施設名	福祉優先施設	避難地区名	施設規模	管理責任者	収容可能人員	避難人口
幌内マナビハウス		幌内	139 m ²	町長	40人	43人
高齢者自立支援センター 「ならやま」		富里・高丘・吉野	168 m ²	町長	50人	57人
高丘生活会館			83 m ²	町長	25人	
桜丘生活会館		桜丘	88 m ²	町長	25人	3人
幌里生活館		幌里	88 m ²	町長	25人	0人
厚真中央小学校体育館・教室	◎	東和・朝日・京町・表町・本町・錦町・ 新町・美里・上野・豊川・豊沢・東和・宇隆	1,250・4,055 m ²	同校校長	370・1200人	1,264人
厚真中学校体育館・教室			955・2,732 m ²	同校校長	289・820人	
宇隆生活会館			113 m ²	町長	30人	
本郷マナビハウス		本郷	162 m ²	町長	45人	536人
スポーツセンター			2,034 m ²	生涯学習課 参事	600人	
あつまスタードーム1階・2階			3,717・541 m ²	生涯学習課 参事	1,120人 160人	
こぶしの湯あつま1階・ 2階			174・243 m ²	町長	50・70人	
厚真高等学校体育館・ 教室			1,473・2,705 m ²	同校校長	440・810人	

避難所施設名	福祉優先施設	避難地区名	施設規模	管理責任者	収容可能人員	避難人口
豊沢マナビィハウス	豊沢	豊沢	128 m ²	生涯学習課 参事	35人	25人
ルーラルマナビィハウス			115 m ²	生涯学習課 参事	35人	
上厚真小学校体育館・教室		富野・共栄・上厚真・厚和・共和・鯉沼 浜厚真	959・2,458 m ²	同校校長	290・740人	982人
豊丘マナビィハウス		軽舞・豊丘	115 m ²	町長	30人	26人
鹿沼マナビィハウス		鹿沼	130 m ²	町長	35人	0人

資料15

災害記録

年月日	種別	災害の概要
昭和 8・8・7	水害	死者1名 全壊18棟 半壊42棟 浸水1,278棟 道路49箇所 橋梁40箇所 被害総額 984千円
22・9・15 16	水害	前線により全地域的に田畠冠水、流失橋梁流失
24・11・23	大火	厚真市街大火 全焼48棟 半焼20棟 被害総額 130,000千円
27・3・4	地震	十勝沖地震による災害(震度6) 死者1名 重傷1名 軽傷8名 全壊35棟 半壊36棟 小壊141棟 計212棟 被害総額 146,386千円
45・5・11 12	大雨	低気圧(2ツ玉)災害により、全町的に田畠冠水、流失、河川・道路・橋梁等欠壊 被害総額 131,826千円
50・8・24 25	"	台風5・6号災害により、全町的に田畠冠水、流失、河川・道路・橋梁等被害、床上浸水82棟、床下浸水140棟、住家一部損壊2棟、その他被害甚大、被害総額 1,351,407千円
52・5・15 16	"	低気圧災害により、河川・道路・橋梁・土地改良関係に被害 被害総額 146,733千円
56・8・3 6	大雨台風	前線と台風12号による大雨災害により、住宅・道路・橋梁・農作物・その他被害甚大 被害総額 341,077千円
56・8・21 24	大雨台風	前線と台風15号による大雨災害により、住宅・林業・道路・橋梁・農作物・その他被害甚大 被害総額 537,780千円
62・8・25 26	大雨	低気圧災害により、田畠、河川、道路、農作物、その他被害甚大 被害総額 671,112千円
平成 2・4・22 23	"	低気圧災害により温床などの農業施設、河川、道路に被害 被害総額 251,851千円
4・8・9	"	台風10号崩れの低気圧による大雨災害により、農作物、河川、道路、家屋など被害甚大 被害総額 4,787,470千円
5・1・15	地震	釧路沖地震による災害(震度4)により住家一部破損1棟、非住家半壊1棟、農業関連その他3件、道路5カ所、衛生施設1箇所、商工17件、学校2件、 被害総額 4,420千円
8・8・23	大雨	低気圧災害により土木施設20箇所被害総額 146,060千円
9・8・8 13	大雨	低気圧災害により土木関係90箇所135,710千円、農業関係226.8ha、72,783千円、林業関係7箇所20,550千円、教育関係1箇所200千円、施設関係1箇所280千円被害総額 229,523千円
11・9・25	強風	台風18号による強風災害により、 農作物12ha、営農施設0.044ha、被害総額 300千円

年 月 日	種 別	災 害 の 概 要
12・4・11	強風・降雨 融雪	低気圧及び融雪による災害により、非住家 2 箇所 273 千円、営農施設 258 箇所 23,719 千円、土木関係 22 箇所 112,060 千円 林業関係 2 箇所 400 千円、施設関係 1 箇所 165 千円 被害総額 136,617 千円
12・5・13	大 雨	低気圧による災害により、農業関係 161ha、38 箇所 23,470 千円、土木関係 23 箇所 69,340 千円、林業関係 13 箇所 3,477 千円 被害総額 96,287 千円
12・7・25 26	大 雨	低気圧による災害により、農業被害 29.49ha、2 箇所 8,329 千円土木被害 13 箇所 24,400 千円 被害総額 32,729 千円
12・8・15	大 雨	低気圧による災害により、農業被害 55.96ha、27 箇所 29,725 千円、土木被害 42 箇所 83,980 千円、林業関係 14 箇所 33,460 千円 被害総額 147,165 千円
13・8・22	大 雨	台風 11 号による大雨により、農業被害 5 箇所 900 千円、土木被害 2 箇所 550 千円、林業関係 3 箇所 350 千円、被害総額 1,800 千円
13・9・11	大 雨	台風 15 号と秋雨前線大雨により、農業被害 711.48 ha 1 箇所 233,456 千円、土木被害 132 箇所 1,170,627 千円、林業関係 16 箇所 84,700 千円、被害総額 1,488,783 千円
15・8・10	大 雨	台風 10 号による大雨により、農業被害 60 ha 11,434 千円、土木被害 15 箇所 8,210 千円、被害総額 19,644 千円
15・9・26	地 震	十勝沖地震による被害（震度 5 強）により住家一部破損 13 棟、農業関連その他 19 件、道路 34 箇所、衛生 10 箇所、商工 12 箇所、学校 4 箇所、社会教育 5 箇所、社会福祉 2 箇所、その他 30 箇所、被害総額 892,520 千円
15・10・25	強 風	ダウンバーストにより、住家一部破損 2 棟 350 千円、農業被害 0.725 ha 44 箇所 13,266 千円、被害総額 13,616 千円
17・9・7 8	大 雨	台風 14 号による大雨により農業被害 170.78 ha、土木被害 9 箇所 5,438 千円、 5,438 千円
18・8・17 20	大 雨	豪雨及び暴風雨により、床下浸水 2 件、土木被害 19 箇所 135,600 千円、 被害総額 135,600 千円
22・8・11 14	大 雨	台風 4 号及び前線による大雨により、農業被害 30,961 千円、土木被害 28 箇所 90,713 千円、被害総額 121,674 千円

厚真町地域防災計画の沿革

昭和38年	7月	厚真町地域防災計画の作成
昭和55年	4月 1日	一部修正
平成15年	6月15日	全面修正
平成22年	2月 4日	一部修正
平成26年	5月	全面改正
平成28年	2月	一部修正